

七飯町活力のあるまちづくり推進事業助成金申請から交付決定までの流れ

【初期活動支援、継続活動支援、イベント活動支援の場合】

【地域環境整備支援の場合】

事業申請団体（助成金の交付を受けようとする団体）

資格：町内にまちづくり活動の拠点を置き、主に町内で活動を行っている
構成員が5人以上の団体で、かつ、年齢が16歳以上の者で構成されている団体

事業計画の提出

（以下の書類を指定する期日までに町長に提出する）

- ・まちづくり活動事業計画書
（別記第11号様式）
- ・団体の概要調書
（別記第12号様式）
- ・まちづくり活動事業収支予算書
（別記第13号様式）
- ・まちづくり活動支援助成金及び対象経費概算調書
（別記第14号様式）
- ・その他必要な書類

事業計画及び交付申請書の提出

（以下の書類を町長に提出する）

- ・まちづくり活動事業計画書兼支援助成金交付申請書
（別記第10号様式）
- ・団体の概要調書
（別記第12号様式）
- ・まちづくり活動事業収支予算書
（別記第13号様式）
- ・まちづくり活動支援助成金及び対象経費概算調書
（別記第14号様式）
- ・その他必要な書類

町長

提出窓口は政策推進課

【七飯町まちづくり推進会議】

申請されたまちづくり活動事業計画書の内容を審査し、計画承認の可否を決定します。

審査後は速やかに申請団体へまちづくり活動事業計画審査結果通知書（別記第15号様式）により承認可否を通知します。

事業申請団体

承認を受けた事業申請団体は通知書を受領後、まちづくり活動支援助成金交付申請書（別記第16号様式）を提出。

担当課により書類審査を行います。

町長

まちづくり活動支援助成金交付申請書（別記第16号様式）またはまちづくり活動事業計画書兼支援助成金交付申請書（別記第10号様式）を受領し次第、速やかに交付の可否を決定します。

七飯町活力のあるまちづくり推進事業助成金支払までの流れ

全 助 成 金 共 通

町 長
交付決定を通知

事業承認団体（助成金の交付決定を受けた団体）

事業実施

実績報告書の提出

（事業完了後、速やかに以下の書類を町長に提出する）

- ・まちづくり活動事業実績報告書
（別記第17号様式）
- ・まちづくり活動事業収支決算書
（別記第18号様式）
- ・まちづくり活動支援助成金及び対象経費精算調書
（別記第19号様式）
- ・その他必要な書類

町 長
提出窓口は政策推進課

事業実績について検査、これに基づき助成金確定通知書を送付

事業承認団体（助成金の交付決定を受けた団体）

助成金確定通知書を受領後、請求書を提出

町 長
請求書受領後、事業承認団体へ支払